

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、中長期的な観点から人事管理計画を行い、人件費の管理を講じている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の同種の職種との給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給(昇格)	勤務成績が良好で、かつ、職務遂行能力が特に優れている場合、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。
基本給(昇給)	勤務成績に応じて、昇給区分により昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

改正なし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	298	41.9	6,906	5,165	120	1,741
事務・技術	120	37.4	5,105	3,875	161	1,230
教育職種(大学教員)	177	44.9	8,135	6,046	93	2,089
その他医療職種(看護師)	1					
非常勤職員	74	38.6	4,959	4,959	0	0
教育研究系有期契約職員	74	38.6	4,959	4,959	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

注4:在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため省略した。

注5:非常勤職員の教育研究系有期契約職員とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注6:非常勤職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため省略した。

(年俸制適用者)

非常勤職員	74	38.6	4,959	4,959	0	0
教育研究系有期契約職員	74	38.6	4,959	4,959	0	0

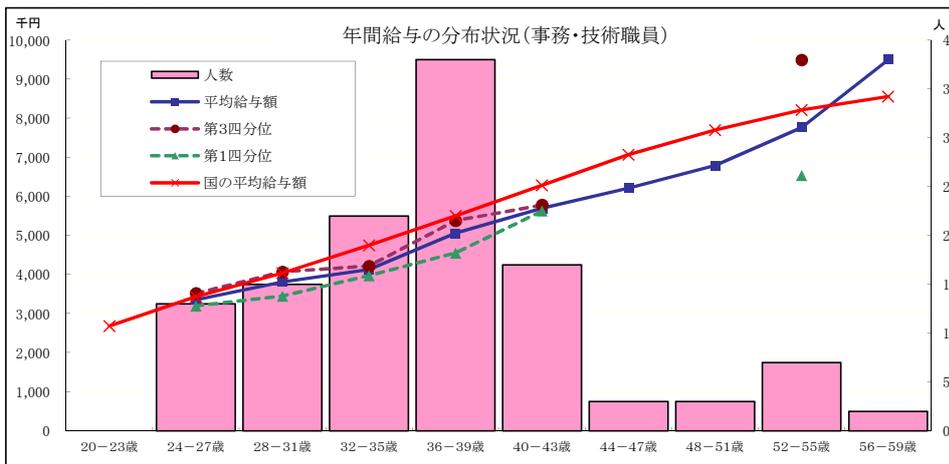
注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため省略した。

注2:非常勤職員の教育研究系有期契約職員とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注3:非常勤職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)

(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下⑤まで同じ。

注2:年齢44～47歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3:年齢48～51歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注4:年齢56～59歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

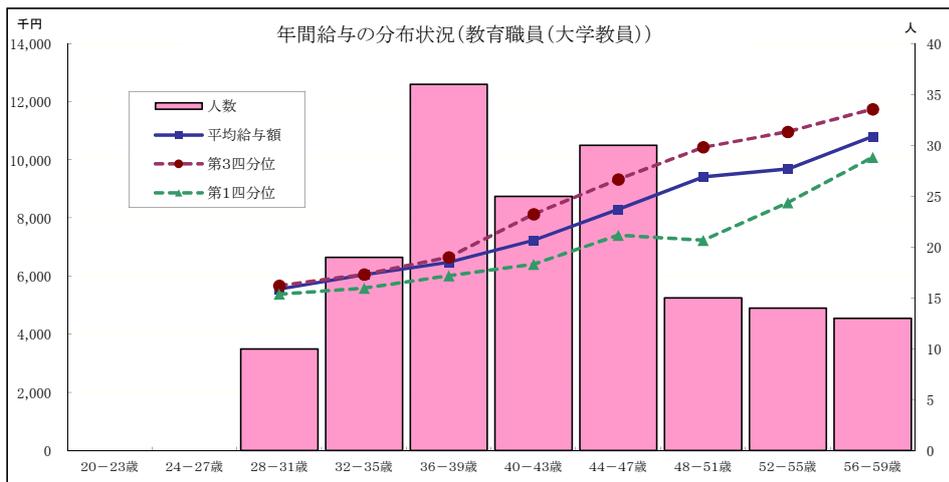
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	2	-	-	-	-	-	-
課長	4	51.3	-	8,705	-	-	-
課長補佐	4	51.3	-	7,060	-	-	-
係長	41	41.1	5,332	5,578	5,783	5,783	
主任	15	36.2	4,148	4,631	5,084	5,084	
係員	54	32.1	3,519	3,915	4,215	4,215	

注1:部長の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:課長及び課長補佐の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	56	54.3	9,831	10,764	11,262	11,262	
准教授	38	43.6	7,726	8,197	8,528	8,528	
助教	79	38.9	5,805	6,166	6,534	6,534	
助手	2	-	-	-	-	-	
教務職員	2	-	-	-	-	-	

注1:助手及び教務職員の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長	課長 課長補佐	課長補佐	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	120	該当者なし (%)	該当者なし (%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	3 (2.5%)	2 (1.7%)	4 (3.3%)	49 (40.8%)	45 (37.5%)	15 (12.5%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	56～53	～	52～48	52～36	55～28	29～25
所定内給 与年額(最 高～最低)		～	～	～	～	7,310 ～6,510	～	5,272 ～4,805	4,971 ～3,370	3,680 ～2,547	2,906 ～2,277
年間給与 額(最高～ 最低)		～	～	～	～	9,498 ～8,668	～	7,264 ～6,514	6,537 ～4,461	4,826 ～3,365	3,785 ～3,008

注1:8級及び7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。
注2:5級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		学長が特に必要と認める教員	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	177	該当者なし (%)	56 (31.6%)	38 (21.5%)	該当者なし (%)	81 (45.8%)	2 (1.1%)
年齢(最高 ～最低)		～	64～44	64～34	～	58～30	～
所定内給 与年額(最 高～最低)		～	9,744 ～6,363	7,424 ～5,350	～	5,688 ～4,000	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	13,220 ～8,750	9,809 ～7,213	～	7,416 ～5,353	～

注1:1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.1%	62.4%	62.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.9%	37.6%	37.7%
	最高～最低	45.2～33.0%	46.2～30.5%	45.5～31.9%
	一律支給分(期末相当)	66.2%	64.2%	65.1%
一般職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.8%	35.8%	34.9%
	最高～最低	34.5～32.0%	47.6～29.4%	42.2～30.8%

(教育職員(大学教員))

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.5%	58.7%	60.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.5%	41.3%	40.0%
	最高～最低	44.8～33.2%	46.3～31.5%	45.6～32.8%
	一律支給分(期末相当)	66.1%	65.3%	65.7%
一般職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.9%	34.7%	34.3%
	最高～最低	34.5～32.5%	47.6～30.0%	42.2～31.2%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(-))	92.1
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	101.8

(教育職種(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職種(大学教員))	99.3
------------------------	------

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.1	
	参考	地域勘案 100.6
		学歴勘案 90.3
		地域・学歴勘案 100.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 72% (国からの財政支出額 6,818,000,000円、支出予算の総額 9,460,000,000円：平成23年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%を超えているが、対国家公務員指数が100以下であるため、本学の給与水準は適正である。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
	【検証結果】	
講ずる措置		

○教育職員(大学教員)

教育職種(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.4

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(-)と行政職(-)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(-)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(-))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,504,281	千円 2,556,650	千円 (%) △ 52,369 (△2.0)	千円 (%) △ 52,369 (△2.0)
退職手当支給額 (B)	千円 98,660	千円 206,531	千円 (%) △ 107,871 (△52.2)	千円 (%) △ 107,871 (△52.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,193,066	千円 1,134,964	千円 (%) 58,102 (5.1)	千円 (%) 58,102 (5.1)
福利厚生費 (D)	千円 437,993	千円 413,237	千円 (%) 24,756 (6.0)	千円 (%) 24,756 (6.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,234,000	千円 4,311,382	千円 (%) △ 77,382 (△1.8)	千円 (%) △ 77,382 (△1.8)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」について、前年度と比較して2.0%減となったのは、常勤教職員の欠員が減額要因として挙げられる。
また、「最広義人件費」について、前年度と比較して1.8%減となったのは、前記常勤教職員の欠員による「給与、報酬等支給総額」の減額に加えて、常勤教職員の定年退職者数の減少に伴う「退職手当支給総額」の減額が減額要因として挙げられる。
- ② i) 本学では、行革推進法に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した取組みを行うことを中期目標に掲げている。
ii) 中期計画において、平成18年度からの5年間において、5%以上の人件費削減を行うこととしている。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,024,683	2,691,347	2,614,598	2,602,487	2,608,577	2,556,650	2,504,281
人件費削減率 (%)		△ 11.0	△ 13.6	△ 14.0	△ 13.8	△ 15.5	△ 17.2
人件費削減率(補正 値)(%)		△ 11.0	△ 14.3	△ 14.7	△ 12.1	△ 12.3	△ 13.8

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(-)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

【役員】 4月から実施

【職員】 7月から実施